

(別紙様式)

「広告の規制業種等」及び「広告掲載の範囲・表現・制限事項」の確認チェックリスト

広告の規制業種等（裏面あり）について確認し、問題が無い場合は確認欄に○を記入してください。
なお、掲載基準5には、「WEBページへの広告に関しては、当該広告がリンクしているWEBページの内容についてもこの基準を適用する。」と規定しています。

令和 年 月 日

広告取扱業者

住所（所在地）

名称

代表者職・氏名

⑩

広告掲載申込者

住所（所在地）

名称

代表者職・氏名

⑩

<規制業種又は事業者> 掲載基準3

次の業種又は事業者の広告は掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	各種法令に違反しているもの		
(2)	暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの		
(3)	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業並びにこれらに類するもの		
(4)	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業及びこれに類するもの		
(5)	消費者金融に関するもの		
(6)	商品先物取引に関するもの		
(7)	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれらに類する取引に関するもの		
(8)	名刺広告に関するもの		
(9)	たばこに関するもの		
(10)	ギャンブルに関するもの		
(11)	社会問題を起こしている業種や事業者		
(12)	法令等の定めのない医業類似行為を行うもの		
(13)	興信所、探偵事務所及びこれらに類するもの		
(14)	民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中のもの		
(15)	行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの		
(16)	市から指名停止措置を受けているもの又は市から不利益処分を受けているもの		
(17)	市税を滞納しているもの		
(18)	その他市有資産を広告媒体とする広告に関する業種又は事業者として適当でないと認められるもの		

< 広告掲載の範囲 > 掲載基準 4

次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	法令及び条例・規則等に違反するもの又はそのおそれのあるもの		
(2)	公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの		
(3)	人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの		
(4)	政治性又は宗教性のあるもの		
(5)	社会問題についての主義又は主張に当たるもの		
(6)	美観風致を害するおそれがあるもの		
(7)	内容又は責任の所在が不明確なもの		
(8)	虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの、又は事実を誤認するおそれがあるもの等、消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの		
(9)	青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの		
(10)	その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと認められるもの		

< 広告の禁止表現 > 表示基準第 5 条

次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの		
(2)	閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの		
(3)	実際には機能しないもの		
(4)	市の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用		
(5)	その他広告の表現として適当でないと認められるもの		

< 広告の制限事項 > 表示基準第 6 条第 1 項

次の各号のいずれかの制限に反する場合は、その広告は掲載しない。		確認欄	
		広告取扱業者	広告掲載申込者
(1)	イメージ等の点滅は、その間隔を原則として 1 秒間に 2 回未満とする。		
(2)	画面の反転表示及び大部分の領域の切り替えは、その間隔を原則として 2 秒以上とする。		

以上